

現行の資源管理方針について

令和6年8月6日(火)

資源管理方針に関する検討会(第4回)
～スルメイカ全系群～

水産庁

目 次

1. 現行の資源管理方針の内容

(1) 資源管理の目標

(2) 漁獲可能量の算定方法

(3) まとめ

2. 令和3年SH会合以降の動き

(1) IQ管理の導入(令和5管理年度～)

(2) 令和6管理年度の管理措置について

1. 現行の資源管理方針の内容

(1) 資源管理の目標

- 令和3年(2021年)の資源評価結果に基づき、次のとおり目標管理基準値等を設定。

< 秋季発生系群 >

資源管理の目標	数量
目標管理基準値(Target Reference Point: TRP) ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	329千トン
限界管理基準値(Limit Reference Point: LRP) ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの75%の漁獲量が得られる親魚量	189千トン
禁漁水準値 ＝MSYの15%の漁獲量が得られる親魚量	30千トン

< 冬季発生系群 >

資源管理の目標	数量
目標管理基準値(Target Reference Point: TRP) ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	234千トン
限界管理基準値(Limit Reference Point: LRP) ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの85%の漁獲量が得られる親魚量	132千トン
禁漁水準値 ＝MSYの15%の漁獲量が得られる親魚量	14千トン

1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲可能量の算定方法

- 漁獲可能量は、我が国のABC(生物学的許容漁獲量)を超えない量とする。
- 我が国のABCは、水域全体のABCから、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。
 - (1) するめいか秋季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量に、MSYを達成する水準に $\beta = 0.40$ を乗じた漁獲圧力($0.40F_{msy}$)を乗じた値
 - (2) するめいか冬季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量に、MSYを達成する水準に $\beta = 0.45$ を乗じた漁獲圧力($0.45F_{msy}$)を乗じた値

管理方策	目標達成確率		親魚量 (千トン)		漁獲量 (千トン)		
	5年後(2026年)に親魚量が限界管理基準値案を上回る確率	10年後(2031年)に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率	5年後	10年後	1年後	5年後	10年後
			2026年漁期	2031年漁期	2022年漁期	2026年漁期	2031年漁期
秋季発生系群 ：採用する漁獲圧 (β) =0.40	98%	74%	445	454	127	122	127
冬季発生系群 ：採用する漁獲圧 (β) =0.45	61%	60%	166	291	5	34	68

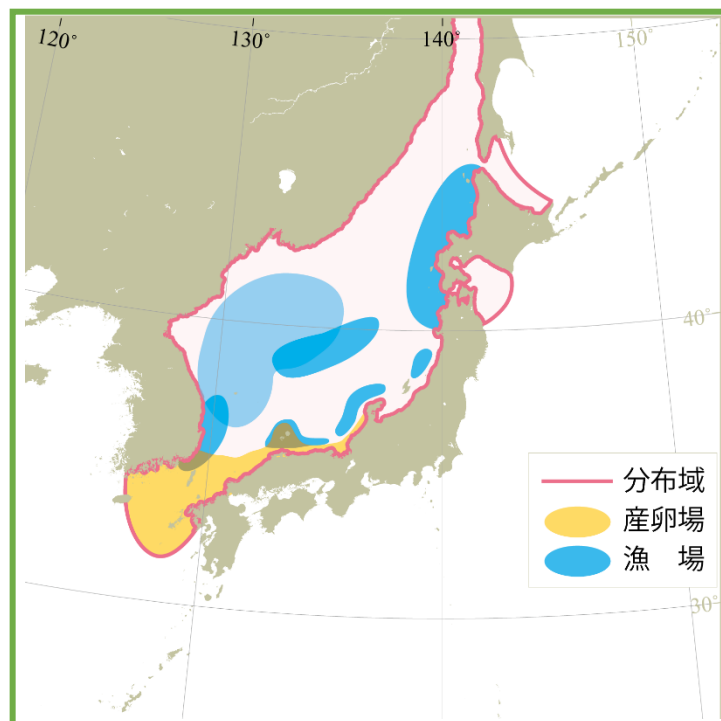


秋季発生系群ABC(1)	冬季発生系群ABC(2)	日本分ABC ({(1)+(2)} × 0.6)
127,000トン	5,000トン	79,200トン

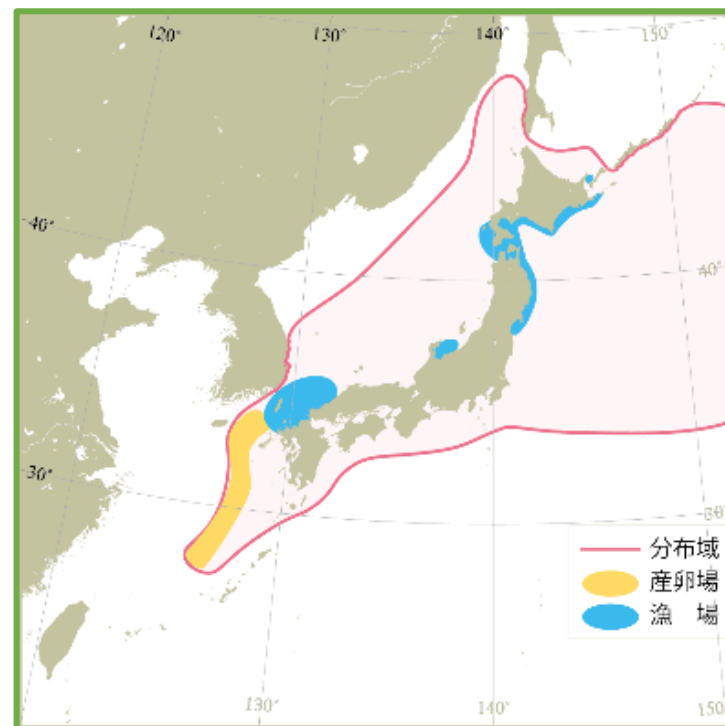
1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲可能量の算定方法（補足：ABCのうち日本分）

- ABCは、韓国、ロシア、中国（太平洋側）の漁獲データも使用して算出していることから、スルメイカ総漁獲量に占める我が国の割合の最大値（6割；2007年）を用いて日本分を算出。
- 中国（日本海側）の漁獲については、違法な操業によるものであることから、TACの算定においては考慮しない（ABCの算出には仮定値を使用）。



秋季発生系群



冬季発生系群

1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲可能量の算定方法（補足：系群の一体管理）

- スルメイカ秋季発生系群と冬季発生系群については、産卵場のかなりの部分が重複しており、両系群の分布域及び分布時期も広く重複がある。
- このため、資源評価は発生系群ごとに実施するが、漁獲可能量は、両資源のABCの合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、この範囲内で一体として管理する。

参考：漁獲シナリオ、漁獲可能量の算定方法の検討（令和３年～４年）

- スルメイカは単年魚であり、資源自体が毎年変動する特性に鑑み、SH会合で「漁獲圧を一定とするシナリオ」、「獲り残しの割合を一定とするシナリオ」、「漁獲量を一定とするシナリオ」を提示し、管理目標を達成する確率や、禁漁水準等を下回るリスクも踏まえて議論。
- 結果として、「漁獲圧を一定とするシナリオ」と「三年間漁獲量を一定とするシナリオ」の両論併記でパブリック・コメントを実施。
- 水産庁としては、管理を安定させる観点から、「三年間漁獲量を一定とするシナリオ」を採用。

1. 現行の資源管理方針の内容

(3) まとめ

	秋季発生系群	冬季発生系群
目標管理基準値 ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	329千トン	234千トン
限界管理基準値(Limit Reference Point: LRP) ＝下回ってはいけない資源水準の値。 秋季発生系群: MSYの75%の漁獲量を得られる親魚量 冬季発生系群: MSYの85%の漁獲量を得られる親魚量	189千トン	132千トン
禁漁水準値 ＝MSYの15%の漁獲量を得られる親魚量	30千トン	14千トン
漁獲シナリオに用いる調整係数(β)	0.40	0.45
令和4～6管理年度のABCの算定方法 : 令和3年度資源評価において示される令和4年の資源量に MSYを達成する漁獲圧力($\times$ (上記 β))を乗じて算出	127千トン	5千トン
日本のABC(秋季ABCと冬季ABCの合計値の6割)	79.2千トン	

2. 令和3年SH会合以降の動き

(1) IQ管理の導入（令和5管理年度～）

- 大臣許可いか釣り漁業について、令和5管理年度から改正漁業法に基づくIQ管理に移行。
- 概要は、以下のとおり。
 - ・漁業の種類 : 大臣許可いか釣り漁業
 - ・漁獲可能期間: 4月1日から翌年3月末日まで

2. 令和3年SH会合以降の動き

(2) 令和6管理年度の管理措置について①

【令和6年2月水産政策審議会資源管理分科会資料抜粋】

1 以下の①～③を踏まえて、令和6管理年度に係る対応として

- ・ 現行のTAC算定方法を踏襲した上で、
- ・ TACのうち当初配分の対象とする数量は29,000トンとし、
- ・ 残りの50,200トンは国の留保とする。

- ① 秋季発生系群及び冬季発生系群について、それぞれ親魚量が限界管理基準値の付近にあり、又は下回っており、目標管理基準値の達成確率が現行の漁獲シナリオを策定した令和3管理年度当時に比べて大幅に減少していること。
- ② 漁獲量が直近の漁獲実績レベル(令和2から令和4管理年度の平均漁獲量である29,000トン)であれば、資源は増加することが見込まれていること。
- ③ 令和6管理年度は「3年間TAC一定」とする現行のTAC算定方法が適用される最終年度にあたり、来管理年度(補足:令和6管理年度)中に見直しを行う予定であること。また、来管理年度(補足:令和6管理年度)に向けて資源評価方法の見直しが行われている最中であること。

2. 令和3年SH会合以降の動き

(2) 令和6管理年度の管理措置について②

2 国の留保については、スルメイカは単年生の生物資源であり、良い加入があった場合には、漁獲対象となる資源が急に増える可能性があること等を踏まえ、

原則として、以下の(ア)から(ウ)の場合に限り、追加配分を行うこととする。

(ア)①8月末までの国全体の消化率がTAC当初配分量の35%未満で、

②特定の管理区分の消化率が75%に達したときには、

- ・「75%ルール」が適用できる場合は、当該ルールに基づいて、
- ・適用できない場合は、状況に応じて水政審への諮問を経て、

当該管理区分の過去3年平均の漁獲実績を上限に、当該管理区分に対して追加配分を行う。

(イ)国全体の消化率がTAC当初配分量の70%を超えた段階で、

- ・漁期中調査の結果等を踏まえて、
- ・過去の漁獲実績から予測される漁期末までの漁獲量予測とTAC配分量の差を上限に、

状況に応じて水政審への諮問を経て、追加配分を行う。

(※)漁獲割当てによる管理を行っている、するめいか大臣許可いか釣り漁業についても、当初の配分における留保からの上乗せ配分は行わず、上記(イ)の場合に、留保から追加配分を行うこととする。

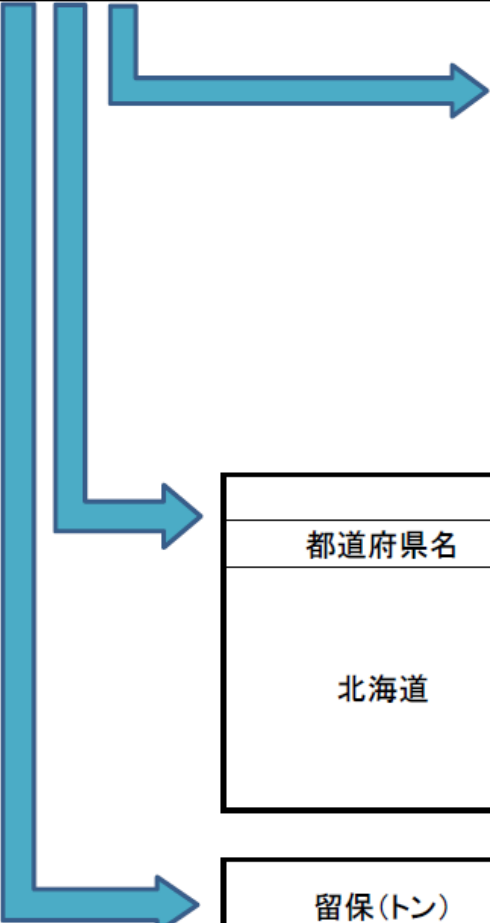
(ウ)定置網漁業主体の北海道で漁獲が急激に積み上がった場合、「75%ルール」に基づいて追加配分を行う。

2. 令和3年SH会合以降の動き

(2) 令和6管理年度の管理措置について③

＜令和6管理年度するめいか漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について＞

特定水産資源	TAC(トン)	
するめいか	79,200	



大臣管理分		
大臣管理区分	数量(トン)	
沖合底びき網漁業	5,600	
大中型まき網漁業	1,600	
大臣許可いか釣り漁業	6,100	
小型するめいか釣り漁業	7,700	

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	2,400	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。

留保(トン)	50,200
--------	--------